

平成 2 1 年 1 月

ひかりが丘自治会の皆様

生駒市役所環境事業課

プラスチック製容器包装の分別収集の実施について（お知らせ）

容器包装リサイクル法に基づき、ごみの分別によるごみ減量化及びリサイクルの推進を図るため、ひかりが丘自治会をモデル地区として、プラスチック製容器包装（ペットボトルを除くその他プラスチック）の分別収集を実施いたします。

皆様のご協力をお願いいたします。

（プラスチック製容器包装とは）

プラスチック製容器包装は商品を包むためのビニール又はプラスチック製の容器や包装類で、中身の商品を取り出したり、使用した後不要になるものをいいます。具体的には、卵のパック、食品等の袋や外装フィルム、シャンプーや洗剤等の容器などで、（プラマーク）で表示されたものです。

なお、収集したプラスチック製容器包装は、輸送用パレット、車止め、園芸用品等のプラスチック製品の原材料などに、適性にリサイクルされます。

（収集期間）

平成 2 1 年 2 月から平成 2 2 年 3 月まで

（収集日）

毎月 2 回（第 1 ・ 第 3 木曜日）

2 / 5 （木）	2 / 19 （木）	3 / 5 （木）	3 / 19 （木）	4 / 2 （木）	4 / 16 （木）
5 / 7 （木）	5 / 21 （木）	6 / 4 （木）	6 / 18 （木）	7 / 2 （木）	7 / 16 （木）
8 / 6 （木）	8 / 20 （木）	9 / 3 （木）	9 / 17 （木）	10 / 1 （木）	10 / 15 （木）
11 / 5 （木）	11 / 19 （木）	12 / 3 （木）	12 / 17 （木）	1 / 7 （木）	1 / 21 （木）
2 / 4 （木）	2 / 18 （木）	3 / 4 （木）	3 / 18 （木）		

※前日の夜に出してください。

(収集場所)

既存の不燃性ごみ（びん・缶、ペットボトル、燃えないごみ等）の集積場所

(排出方法)

プラスチック製容器包装専用袋又は透明・半透明の袋に入れて出してください。

(プラスチック製容器包装の識別表示について)

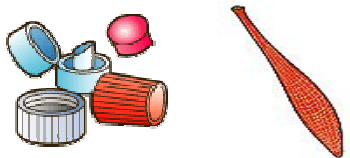
表示例	表示の意味
 PE	・この商品はプラスチック製容器包装。 ・材質は、ポリエチレン。
 外装:PE,PP トレイ:PET	・外装、トレイは、プラスチック製容器包装。 ・材質は、外装がポリエチレンとポリプロピレンの複合で、ポリエチレンが主、トレイはポリエチレンテレフタレート。 ※複合材質の場合は、主要な素材に下線が引いてあります。
 キャップ:PP ラベル:PS  PET ボトル	・ボトルは、ペットボトル。 ・キャップ、ラベルは、プラスチック製容器包装。 ・材質は、キャップはポリプロピレン、ラベルはポリスチレン。

※商品により材質表示が省略されている場合があります。

(注意事項)

- おもちゃやバケツなどのプラスチック製品（商品そのものがプラスチック製）で、大きさが30cm未満のものは燃えるごみに、30cm以上のものは燃える大型ごみに出してください。（容器包装リサイクル法では、容器包装以外のプラスチック製品は、分別、収集及び再商品化の対象とはならず、異物とみなされます。）
- 食品や洗剤などが入っていた容器は、中身をすべて出し切り、きれいに洗って出してください。汚れがとれないものは、燃えるごみに出してください。
- ケチャップ、マヨネーズ、わさび、歯磨き粉などのチューブ類は、洗っても汚れが落ちにくいので、燃えるごみに出してください。
- プラスチック製容器包装か、燃えるごみかの判断がつかないものは、燃えるごみに出してください。
- ペットボトルは資源ごみ（ペットボトル）に出してください。
- 食品トレイはなるべく公共施設などの拠点回収やスーパーなどの店頭回収に出してください。

(プラスチック製容器包装の種類) マークで表示されたもの

○袋類 (スーパーのレジ袋、お菓子の袋など) 	○パック類 (卵のパック、豆腐の容器など) 
○ボトル類 (シャンプー、ソース、洗剤のボトルなど) 	○カップ類 (カップ麺の容器、プリンなどの容器など) 
○その他 (ペットボトルなどのふた、みかんなどのネット) 	○食品トレイ  なるべく拠点回収に

★回収の対象にならないもの

○チューブ類  燃えるごみに	○プラスチック製品 (ビデオテープ、おもちゃ、バケツ、ポリタンクなど)  30cm未満→燃えるごみに 30cm以上→燃える大型ごみに
○洗っても汚れが落ちないもの (食用油のボトルなど)  燃えるごみに	○ペットボトル  の表示のあるもの)  資源ごみ (ペットボトル) に

